

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第58号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年7月6日（土） 12時57分ごろ
発生場所	長崎県西海市瀬戸港 西海市所在の鼠瀬灯標から真方位153°420m付近 （概位 北緯32°56.4′ 東経129°37.8′）
事故等調査の経過	平成25年7月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート クリムゾン、19トン
船舶番号、船舶所有者等	不詳、東京センチュリーリース株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船首船底に破口、両舷プロペラ翼及び左舷プロペラシャフトに曲損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人等6人を乗せ、船首約0.6～0.7m、船尾約1.2mの喫水で長崎県長崎市長崎港に向け、西海市西方沖を南進していたところ、時化てきたので、引き返して避難することとした。</p> <p>本船は、瀬戸港に避難するため、約6ノットの対地速力及び真方位約030°の針路で西海市の松島水道を北進中、船長が、右に見て航行すべき松島水道舵掛瀬灯浮標（以下「舵掛瀬灯浮標」という。）を左に見て航行したところ、平成25年7月6日12時57分ごろ瀬戸港の舵掛瀬の岩礁に乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力で離礁して瀬戸港内のフェリー発着場に着岸したが、船首部に浸水を認め、フェリー会社等の水中ポンプ2台で排水した後、近くの造船所が手配したタグボートにより、同造船所にえい航され、直ちに上架された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南南西、風速 約10～12m/s</p> <p>海象：潮汐 低潮時、波高 約2.5m</p> <p>長崎県西彼杵半島には、本事故当時、強風注意報及び波浪注意報が発表されていた。</p>
その他の事項	<p>船長は、7月7日に本船を長崎港出島岸壁に係留する予定に合わせた航海計画を立て、強風注意報等が発表されていることを知っており、天気図を見て航行中に波高が約2mになると予想して西海市太田和港を出港した。</p> <p>船長は、回航のために長崎港へ入港した経験があったが、松島水道</p>

	<p>を航行するのは初めてであった。</p> <p>船長は、舵掛瀬灯浮標やその南東の臼瀬を認識していたが、舵掛瀬灯浮標を左に見て航行しても乗り揚げることはないだろうと思っていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、松島水道を北進中、船長が右に見て航行すべき舵掛瀬灯浮標を左に見て航行したことから、舵掛瀬の岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、松島水道を北進中、船長が右に見て航行すべき舵掛瀬灯浮標を左に見て航行したため、舵掛瀬の岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航路標識に従って航行すること。</li> <li>・ 天気図等を確認し、無理のない航海計画を立てること。</li> </ul>